

⑥低所得対策の充実

対応事業	事業の概要	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
<p>1 生活福祉資金など貸付制度の充実と相談機能の強化</p>	<p>経済不況が長期化する中で、経済的困難を抱える人々や失業者が増大し、当該者への包括的な生活支援が課題となっている。市のみならず社協としても住民のニーズに基づいて、支援活動をどう展開していくかが求められており、生活福祉資金（離職者支援資金）の実施や国の生活福祉資金見直しを通して経済的なハンディキャップを持つ人々への支援を積極的に展開していく。具体的には各種貸し付け業務に附帯する相談機能の強化ということになるが、当該者の自立を展望した計画的な貸付やメンタルケアも含めた専門性の高い総合的な貸し付け事業を展開する必要がある。これは生活保護の担当者にもいえる。</p>	<p>各種貸し付け業務に附帯する相談機能の強化。当該者の自立を展望した計画的な貸付やメンタルケアも含めた専門性の高い総合的な貸し付け事業を展開する</p>					
<p>2 障害者や高齢者の雇用セミナーの開催等</p>	<p>税金による優遇者（タックスイーター）から納税者（タックスペイヤー）への転換を社会全体で実現する。そのための補助制度を創設し、理解のある企業や事業者を増やす。また、商工会議所・社協・行政との連動による「障害者や高齢者の雇用」に関するセミナーを開催（雇用補助制度の紹介や解説を含む）する。</p>		<p>「障害者や高齢者の雇用に関するセミナー」を開催</p>			<p>雇用補助制度創設</p>	

<p>3 保護担当ケース ワーカーのスキルアップ</p>	<p>社会福祉関係法令に基づいて把握された対象に対し基本的な人権の保障としてなされる所得保障（公的扶助）は、社会福祉の根幹でもある。そこで、貧困を個人的な道徳意識からとらえ社会的経済的要因を隠蔽させぬよう、全ての市民が所得保障に関する認識を新たにする必要がある。そのため正確な福祉情報の提供や、一例だが保護係のケースワーカーの資質の向上は欠かせない。例えば、当該者を地域社会から孤立させないように支援することも、ケースワーカーの力量である。そのためには、プライバシーに留意しながらも、閉ざされた環境の中で業務を遂行するのではなく、あらゆる社会資源とネットワークを構築し、包括的なサービスの提供に努める必要がある。また、社協の貸し付け担当職員との連携も強化する。</p>	<p>正確な情報提供とケースワーカーの資質の向上と研修制度の確立</p>
----------------------------------	--	--------------------------------------

4 柔軟な医療扶助の実現	<p>生活保護の医療扶助を受けるには、まず、福祉事務所へ行き、「医療券」の交付を受けなければならぬ。その「医療券」を医療機関の窓口に出し、受診するという順序だ。この「医療券」がいれば「健康保険証」のような役割を果たす。しかし、本人が病気になる時や、あるいは大勢の子どもを抱えた親は、それができず「仕方ない。我慢しよう」と、医療機関にかからずに済ませてしまうことも。その結果、早期診断を受けられず、病气やケガが悪くしてしまいうーとといったこともある。こうした問題を解決するために、身近な出張所（南下浦・初声市民センター）でも「医療券」を受領出来るようにすることはもとより、「医療券」の提出は、受診後でも可能にするなどの改善をおこなう。病气やケガは「あらかじめ分かっていてる時に生じる」わけではないので、行政と医療機関の関係者の検討の中から改善をしていく。</p>	<p style="text-align: center;">柔軟な医療扶助システムの確立</p>
5 制度利用に対する抵抗感の除去	<p>福祉的ステイグマの除去（長い年月をかけてつくりあげてしまった「イメージ」を好転させるために適切な情報提供によるヒューマンネットワークを構築）に取り組む。また、福祉サービスの利用に対しては、後ろめたさや罪悪感を持っている場合が多々あり、そのことが本人のみならず家族の精神的負担になることがある。今後は、制度利用後の精神的ケアのあり方や事後フォローについてシステム化していく。</p>	<p style="text-align: center;">「三浦市民」「社協みうら」等による福祉啓発広報活動の充実によって福祉的ステイグマの払拭に努める</p> <p style="text-align: center;">地域福祉権利擁護事業の充実</p> <p style="text-align: center;">生活保護に対する偏見の払拭に努める</p>

<p>6 奨学資金貸付制度等の充実</p>	<p>①奨学資金貸付制度の充実（学校教育法による高等学校・中学校の後期課程・高等専門学校・大学または専修学校に進学・在学中であり、向学心に富みながらも経済的理由により修学が困難な者に、書類審査の上、学資の一部を貸与）。</p> <p>②生活福祉資金の貸付の充実（修学資金の貸付を併行して、民生委員による相談援助活動を強化し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進と安定した生活を営むことができるよう支援）。</p>	<p>①奨学資金貸付制度の充実</p> <p>②生活福祉資金の貸付の充実</p>
<p>7 障害者年金に頼らない所得保障制度の確立</p>	<p>次の事項を市民要望として、市議会等を通じて国に要望していく。</p> <p>①生活保護に頼らず生活できる障害年金を創出（現在の障害基礎年金は老齢年金と同額。しかしながら「障害者の多くは資産を有しておらず、また、基本的なニーズが高齢者とは違う」ことに着目し、さらには、生活保護と障害基礎年金には、金額的に大きな差があり、障害年金だけでは自立した生活ができないことから、生活保護を受給している障害者が多い」という実態に鑑みる）する。また、障害者は、働きながらの年金も重要であり、その創設をめざす。②一方で、現在の生活保護を権利として制度を充実させることで、年金との併給についても検討する。さらに③十分に働けない障害者に対して、企業と国がバックアップして、平均賃金を出せるだけの保障を生活保護とは違う形でつくるよう運動を展開する。</p>	<p>障害者年金の改善について国に求めていく</p>

8 障害者の就労支援	<p>障害者等の所得保障制度（障害年金と生活保護）や地域の作業所にのみ依存するのではなく積極的な社会復帰支援策を展開する）の充実をめざす。まずは、公制度のレベル設定（国・県・市での役割の確認）を優先したうえで、官民の役割分担をおこなう。</p>	<p>①障害者就業・生活支援センターによる支援事業の創設（障害者の身近な地域において、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携して就業及び日常生活上の支援を一体的におこなうことにより、就職困難度の高い障害者の職業的自立に大きく貢献するものと考える）②ジョブコーチの事業（別機関の専門家が障害者の職場に出向き、障害者と事業所との間に立って職場定着の支援をおこなうものであり、コミュニケーションの問題等から就職ができな、または一たん就職しても不応を起こして離職せざるを得ないような障害者について、雇用促進、雇用の継続を図るもの）③精神障害者の雇用促進策を充実させる</p>
9 母子寡婦世帯の支援	<p>市を中心に、母子寡婦世帯福祉資金貸付業務の実施や、母子相談員、福祉のまちづくりの推進・協働活動の強化による相談体制の充実を図る。また、ファミリーサポートセンターや各種相談事業の機能強化とあわせ、母子家庭が気軽に相談できる組織機構の整備と行政職員をはじめとした関係機関・団体のケースワーク資質の向上を図る。</p>	<p>母子寡婦世帯福祉資金貸付業務の実施</p>